

令和4年度 第5回産山村農業委員会定例会議事録

1 開催日時

令和4年9月12日（月）午前9時から午前10時30分まで

2 開催場所

産山村基幹集落センター大会議室

3 出席委員

農業委員

1番：井 信雄 2番：井 美奈子 5番：工藤 奈桜美

会長：池部 誓

農地利用最適化推進委員

岩本 宣博、山口 則光、筑紫 雄二、古林 良則

4 欠席委員

3番：井 敏博 4番：嶋井 眞代 6番：芹井 剛 7番：山部 光一

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の選出

(2) 議案第1号 農地法第3条（委員会）

(3) 議案第2号 農地法第5条（知事9

(4) 議案第3号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

(5) 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

(6) 報告第2号 農地法第18条（通知）

(7) 報告第3号 農地法第5条制限除外

6 農業委員会事務局

経済建設課 係長：村中 貴紘

事務局：井山 健二

7 議事録

○議長

(会長挨拶を行う)

議事録署名委員の選出については、工藤委員と井信雄委員にお願いいたします。それではさっそく議案の審議に入ります。議案第1号農地法第3条について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第1号の農地法第3条委員会案件についてご説明いたします。2ページをご覧ください。申請番号 R4-12 についてご説明します。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。3ページに航空写真を載せております。登記地目は原野ですが、現況が畑になっております。現地確認は筑紫推進委員と行っております。

○議長

事務局より説明をいただきましたが、何かございますか。

○筑紫推進委員

問題ありません。

○議長

皆様より何かございますか。

○委員

異議なし。

○議長

それでは本件については承認したいと思います。

○議長

それでは、次に進めますが、申請番号 R4-13 については、私が関係者となりますので、一時退席させていただきます。本日職務代理者が欠席のため、事務局のほうで進めて下さい。

(会長退席する)

○事務局

それでは、申請番号 R4-13 についてご説明いたします。2ページをご覧ください。渡人、受人、土地の地番については記載されているとおりです。航空写真については、5ページに載せています。育苗ハウス等に活用する計画です。現地確認については、古林推進委員と行っております。補足等ございましたらお願いします。

○古林推進委員
問題ありません。

○事務局
皆さんよりなにかございますか。

○委員
問題ありません。

○事務局
それでは、本件については、承認とさせていただきます。

(会長戻る)

○議長
審議ありがとうございました。続きまして、議案第2号農地法5条について事務局より説明をお願いします。

○事務局
議案第2号農地法5条についてご説明いたします。7ページをご覧ください。土地の所有者、地番については、記載されているとおりです。駐車場用地として転用する計画になります。航空写真は8ページ、配置図については、9ページに載せています。現地確認については、岩本推進委員と行っております。

○議長
事務局より説明がありましたが、岩本推進委員いかがですか。

○岩本推進委員
問題ありません。所有者は以前家庭菜園として利用しておりましたが、現在は住まなくなったので、荒れている状態でした。

○議長
他になにかございますか。

○委員
異議なし。

○議長
それでは本件については、承認ということで、熊本県に意見書を提出します。
続きまして、議案第3号基盤強化法第19条について事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第3号基盤強化法第19条農用地利用集積計画の公告について説明いたします。申請番号R4-6とR4-7まとめてご説明いたします。渡人、受人、土地の地番については記載されているとおりです。R4-6については、園芸ハウスとして利用し、R4-7については、スイートコーンとして作付けする計画となっております。航空写真については、11ページに載せています。現地確認については、筑紫推進委員と行っております。

○議長

事務局より説明がありましたが何かございますか。

○筑紫推進委員

問題ありません。

○議長

他に何かございますか。

○委員

異議なし。

○議長

それでは、本件については、承認したいと思います。

○議長

続きまして、申請番号R4-8について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

申請番号R4-8について、ご説明いたします。14ページをご覧ください。土地の所有者及び地番については、記載されているとおりです。15ページに航空写真を載せています。牧草として利用する計画です。現地確認については、古林推進委員と行っております。

○議長

事務局より説明がありましたが、意見等ございますか。

○古林推進委員

問題ありません。

○議長

他に何かございますか。

○委員
異議なし。

○議長
それでは、本件については、承認したいと思います。続きまして、報告第1号農地法第3条の3について事務局より報告をお願いします。

○事務局
報告第1号農地法第3条の3相続等による権利移動についてご報告いたします。17ページをご覧ください。土地の所有者、地番については記載されているとおりです。8ページに航空写真を載せています。

○議長
事務局より報告がありましたが、ご意見等ございますか。

○岩本委員
相続した場合に届出をしないといけないことはみんな知っているのか。

○事務局
司法書士等に依頼した場合は、農業委員会に提出するように案内されていると思いますが、個人でした場合には、その方が知らなければ届出されないケースも発生します。農業委員会としては、農業委員会に届出や許可が必要な内容について、5月広報でお知らせしています。次は、12月頃に再度広報にてお知らせする予定です。委員の皆様につきましても、地域の方から相談があった場合にはお知らせいただきますようお願いいたします。

○議長
他になにかございますか。

○委員
意見なし。

○議長
それでは、続きまして報告第3号農地法第5条について事務局より報告をお願いします。

○事務局
報告第3号農地法第5条制限除外についてご報告いたします。21ページをご覧ください。渡人、受人、地番については、記載されているとおりです。携帯電話基地局を建設する計画になります。航空写真は22ページに載せています。配置図は23ページ、現地写真については、24ページに記載しています。

○議長

事務局より報告がありましたが、意見等ございますか。

○委員

意見なし。

○議長

議案については、以上となります。その他事項で事務局よりお願いします。

○事務局

以下の事項について、説明を行った。

- ・農地利用最適化推進大会について
- ・地域計画の作成について
- ・相続登記の申請について
- ・農地利用状況調査について

以上、上記のとおり議事の顛末に相違ないことを、ここに署名する。

令和4年9月12日

議事録署名者

農業委員会会長

1番委員

5番委員